

# 「山形市空き家バンク」のご案内

空き家を  
売りたい!

貸したい!

買いたい!

借りたい!

と  
考  
え  
て  
い  
る  
方  
へ

平成30年に行われた国の住宅・土地統計調査によると、山形市内の一戸建て空き家の数は「約4,400戸」と推計されています。空き家は、管理せず放置しておくと老朽化が進み資産価値が下がるだけでなく、草木が生い茂る、害虫が発生するなど周囲に悪影響を与えることにもなりかねません。山形市では空き家の有効活用を図るため、平成28年8月1日から空き家バンクを開設しました。

売りたい、貸したい空き家を「空き家バンク」に登録してみませんか。



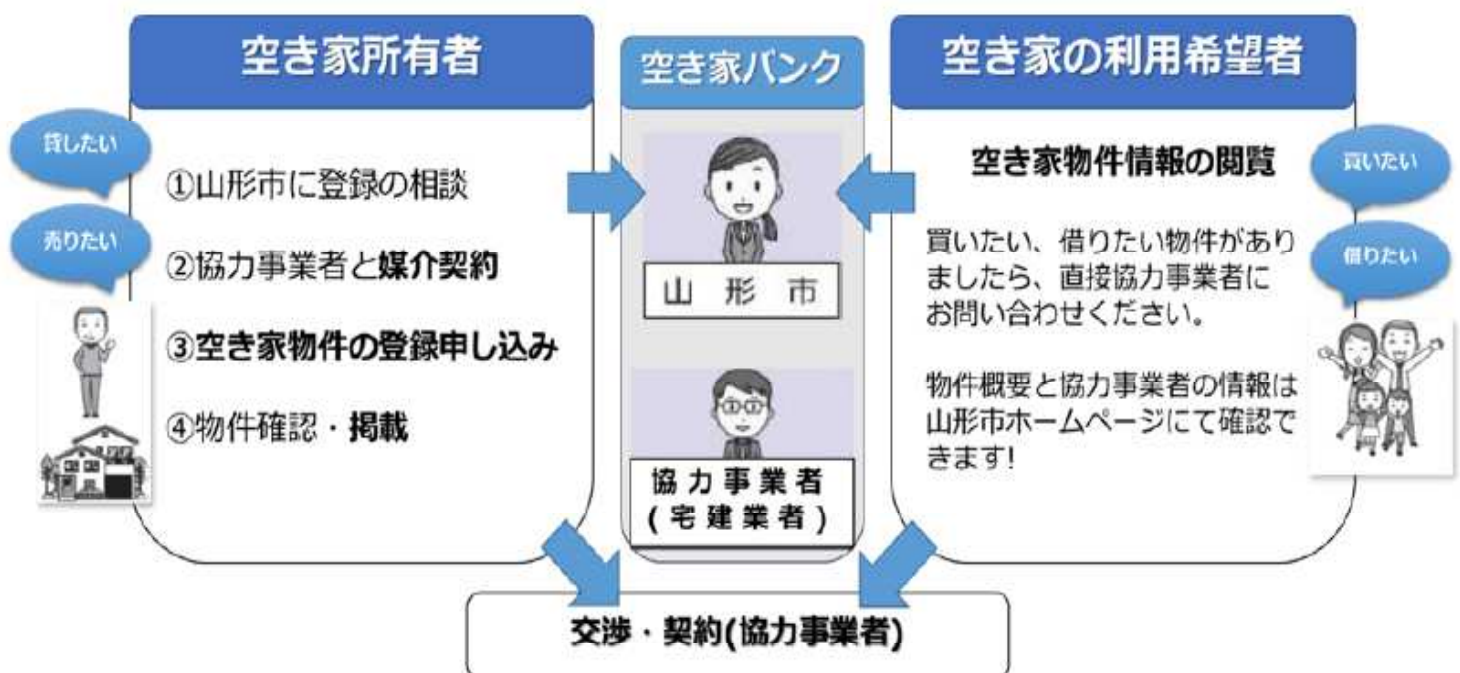
## 「空き家バンク」とは?

空き家を売りたい・貸したい方から山形市に提供された物件情報を、空き家を買いたい・借りたい方に紹介する制度です。物件情報は山形市のホームページや管理住宅課の窓口で公開します。空き家バンクの物件登録費用は、無料です。

※空き家バンクに物件登録を希望する方、登録物件を買いたい・借りたい方は、山形市管理住宅課までご相談ください。



## 「空き家バンク」の仕組み







## 「空き家バンク」に登録できる物件

次のいずれにも該当する建築物です。

- 1 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む）  
山形市内にある建築物
- 2 安全性に問題がなく、登記されている建築物

※老朽化が著しい、大規模な修繕が必要な空き家などは登録できないことがあります。

「空き家バンク」

ご利用ください



## 「空き家バンク」登録前の媒介契約

空き家所有者が空き家バンクに物件を登録する際は、事前に空き家バンクに協力する宅建業者と媒介契約を締結してください。不動産取引は、専門的な調査・確認事項が多く、宅建業者を介し安全・安心に取引していただくため必要な手続としています。山形市は、空き家バンクの物件登録・利用登録の申込、受付、情報提供などを行います。取引交渉や契約には関与しません。なお、売買・賃貸借契約が締結されたときは、宅建業者に不動産取引に係る仲介手数料が必要となります。

（※）媒介契約・・・宅建業者が宅地建物の売買や交換の仲介を依頼された際に、依頼者と結ぶ契約です。媒介契約は、宅地建物取引業法によって定められている行為です。



## 「空き家バンク」に協力する宅建業者

山形市空き家バンクに協力する宅建業者は、下記の団体に所属しています。  
具体的な宅建業者は、山形市空き家バンクのホームページや管理住宅課の窓口でご確認ください。

- ・山形県宅地建物取引業協会山形
- ・公益社団法人全日本不動産協会山形県本部

## 「空き家バンク」に関する補助制度

### 1. 空き家バンク利活用推進補助金

空き家バンクに物件を登録した方が事業者を支払った不要家財の処分、清掃等の費用について、一部補助します。

### 2. 空き家バンク取引仲介手数料補助金

山形市外から転入した方が空き家バンクの登録物件を取引した際に、宅建業者に支払った仲介手数料について、一部補助します。

## 空き家の物件、空き家の購入・賃貸希望者を募集中です。

- 山形市空き家バンクについて詳しい情報、物件の情報は、山形市空き家バンクのホームページをご覧ください。

山形市空き家バンク

検索



山形市まちづくり政策部管理住宅課 TEL 023-641-1212 (内線 470.471)

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 E-mail : kensetsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp